

公益社団法人 東京都理学療法士協会

# 会費割引申請

## 手順書

作成：東京都理学療法士協会 事務局 ライフサポート部

## 東京都理学療法士協会 会費割引制度に関する細則

### I、育児休業割引

就業・未就業にかかわらず「主として育児をしている会員」に対する割引を行うことを主旨とする。このため、対象は0～満3歳までの子供を主として育児している会員（男女問わず）とする。

#### 【対象条件】

- ・0～満3歳までの子供を主となって育児をしており、かつ被扶養者となっている会員（男女問わず）。
- ・割引適用年度に在会していること（休会者は復会申請と同時に申請が必要）。
- ・全ての本会関係債務が弁済済みであること。

#### 【提出書類】

- ・年会費割引申請書・同意書  
→HPから申請書・同意書の様式をダウンロード。ダウンロードが可能な環境にない会員の方は、東京都理学療法士協会事務局にお問い合わせくださいませ。  
必要事項を記入いただき、割引対象初年度に事務局へ郵送。
- ・母子手帳コピー（子の存在および年齢が確認できる項目）→割引申請初年度に事務局へ簡易書留にて郵送
- ・課税証明書（割引開始年度の物）→割引申請翌年度に事務局へ簡易書留にて郵送。

#### 【割引適用年度】

- ・申請年度の翌年度年会費より適応。申請書類は適応年度内であれば毎年提出。

#### 【割引後年会費】

- ・2000円（通常年会費徴収後、割引分を申請書記入返金指定口座へ返金）

#### 【返金方法と時期】

- ・返金指定口座へ割引金額（8000円）を返金。返金時期は全ての申請書類確認後となります。

## II、シニア割引

65歳以上かつ在会25年以上（休会期間は問わない）の在会会員において、申請のあった会員の年会費を割引する。

### 【対象】

- ・申請年度および割引適用年度に在会していること
- ・全ての本会関係債務が支弁済みであること

### 【提出書類】

- ・年会費割引申請書・同意書  
→HPから申請書・同意書の様式をダウンロード。ダウンロードが可能な環境にない会員の方は、東京都理学療法士協会事務局にお問い合わせくださいませ。  
必要事項をご記入いただき、割引対象初年度に事務局へ簡易書留にて郵送。

### 【割引適応年度】

- ・申請年度の翌年度より適用開始。取り消しが無ければ自動継続

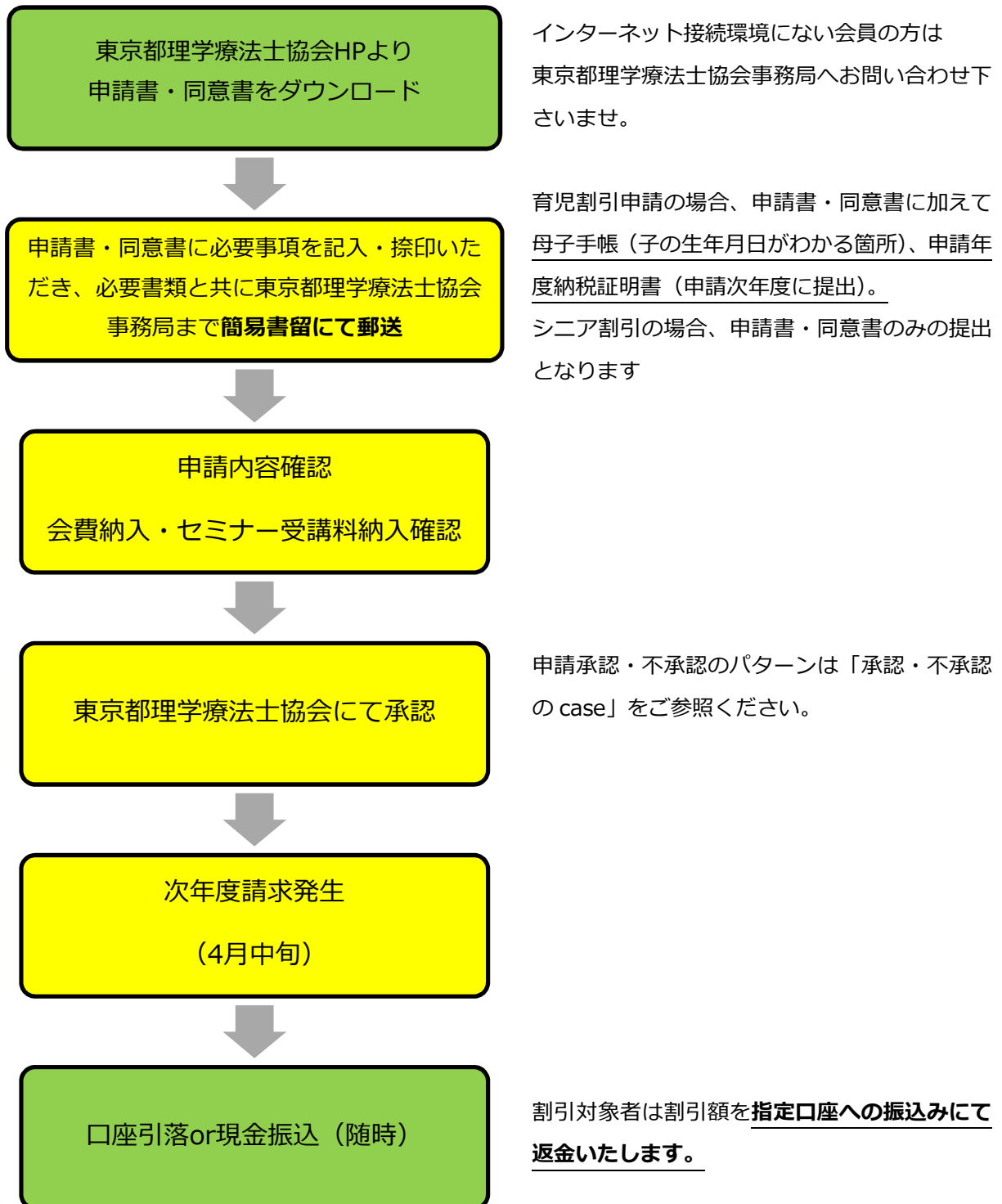
### 【割引後年会費】

- ・2000円（通常年会費徴収後、割引分を申請書記入返金指定口座へ返金）

### 【返金方法と時期】

- ・返金指定口座へ割引金額（8000円）を返金。返金時期は全ての申請書類確認後となります。

## <割引申請～承認～会費請求～入金までの流れ>



緑色…会員、 黄色…都士会

## Q&A

1) 割引対象者が異動した時はどうなる？

A. 県内異動

→会費請求には影響しません。

県外異動（割引申請前）

→異動承認後の割引申請は異動先士会の債権となります。

県外異動（割引申請後～割引請求前）

→異動が承認された段階で、割引適用の年会費も異動先士会の債権となります。

異動先士会では自動的に割引申請が「承認待ち」になり、再度士会承認が必要です。

県外異動（割引請求後～）

2) 割引申請後、対象者が休会申請したら？

A. 請求発生前

→休会が受理されれば割引申請は無効です。

シニア割引に関して、割引再開を希望する場合は再度申請手続きが必要です。

請求発生後

→割引なしの在会者同様、入金されるまで休会を受付できません。

3) 割引金額で請求したが、年度末まで未納になってしまった

A. 育児休業割引

→割引なしの通常金額を当年度分と併せてお支払いただきます。

シニア割引

→割引なしの通常金額を当年度分と併せてお支払いただきます。

なお、割引再開を希望する場合は再度申請手続きが必要です。

4) インターネット環境がなく申請できない。どうしたら？

A. 本会より書面の申請書をご本人へ郵送しご提出いただきます。

その他ご不明点ございましたら、本会事務局までお問合せください。

【お問い合わせ】

公益社団法人 東京都理学療法士協会  
事務局

TEL : 03-3370-9035

FAX : 03-3370-9036

E-mail : [tpta@eagle.ocn.ne.jp](mailto:tpta@eagle.ocn.ne.jp)